

豊橋市総合体育館 利用料金

個人利用料

区分		金額（1回につき）	
		平日	日曜日、土曜日および休日
卓球室（1回につき）	児童・生徒	100円	150円
	一般	200円	300円

※休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

※児童・生徒とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。

※一般とは、児童・生徒以外の者をいう。ただし、学齢に達しない者を除く。

専用利用料

区分			時間	昼間			夜間	全日
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1競技場	アマチュアスポーツのため利用する場合	平日	9,630円	12,880円	22,510円	21,600円	44,110円	
		日曜日、土曜日および休日	14,440円	19,320円	33,760円	32,400円	66,160円	
	上記以外の場合	平日	48,150円	64,400円	112,550円	73,380円	185,930円	
		日曜日、土曜日および休日	72,220円	96,600円	168,820円	110,070円	278,890円	
	会場準備又は撤去のため当日以外に利用する場合		利用料金の2分の1の額					
第2競技場	アマチュアスポーツのため利用する場合	平日	3,180円	4,280円	7,460円	6,430円	13,890円	
		日曜日、土曜日および休日	4,770円	6,420円	11,190円	9,640円	20,830円	
	上記以外の場合	平日	15,900円	21,400円	37,300円	23,730円	61,030円	
		日曜日、土曜日および休日	23,850円	32,100円	55,950円	35,590円	91,540円	
第1会議室			2,560円	3,400円	5,960円	3,400円	9,360円	
第2会議室			1,930円	2,560円	4,490円	2,560円	7,050円	
研修室			3,180円	4,280円	7,460円	4,280円	11,740円	

1. 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
2. 第1競技場又は第2競技場の一部を専用利用する場合の利用料は利用の割合に応じた額とする。
3. 入場料若しくは会費の額を徴収する場合又は企業活動に使用する場合の利用料は、当該利用料の3倍の額とする。
ただし、第1競技場の会場準備又は撤去のため当日以外に利用する場合は除く。
4. 第1競技場または第2競技場を利用する場合、附属設備利用料がかかる場合がある。

附属設備利用料

区分	単位	第1競技場	第2競技場	備考
バスケットボール	1面1時間につき	150円	-	
バレーボール	1面1時間につき	150円	150円	
バドミントン	1面1時間につき	100円	100円	
卓 球	1面1台につき	100円	100円	
テニス	1面1時間につき	150円	150円	
ハンドボール	1面1時間につき	210円	210円	
冷暖房設備	全面1時間につき	27,980円	-	
電 灯	1時間30灯につき	510円	-	昼間利用する場合及び夜間120灯を超えて利用する場合
	1時間につき	-	510円	昼間利用する場合
放送設備	1時間につき	2,130円	510円	
仮設ステージ	1台につき	540円	540円	
フロアシート	1日につき	10,800円	3,600円	フロアの一部にシートを敷く場合の利用料金は、利用の割合に応じた額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。
移動式観覧席	1台1日につき	5,400円	-	
電光得点装置（大）	1組1日につき	4,270円	-	
電光得点装置（小）	1組1日につき	2,130円	2,130円	
シャワー	1台1回につき	100円		温水を利用する場合
観客用いす	500脚につき	5,400円	5,400円	500脚に満たないときは、500脚とみなす。

問い合わせ先： 総合体育館

電話： 0532-32-9611

FAX番号： 0532-32-9612